

質 問 回 答

2018年8月13日

「パキスタン国シンド州におけるインフォーマルセクターの女性家内労働者の生計向上および生活改善支援プロジェクト(フェーズ2)」

(公示日:2018年8月1日/公示番号:180242)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.14【第二期 2020年10月～2022年10月】 【成果2から5にかかる業務内容】 (4)パイロット活動の実施	配布資料の Plan of Operation によると、Output2-5, Output3-5, Output4-5 で、「Continue and expand the revised pilot activities」とあります。この継続・拡大にあたる時期に実施する研修に要する費用(交通費、教材費など)も見積りに計上する必要がありますでしょうか？	第1期のパイロット活動の成果をもとに第2期における継続・拡大のパイロット活動(対象機関、対象地域、活動内容等)を検討することとなっています。第2期の見積りにおいては、第1期と同程度の予算規模のパイロット活動を行うことを想定し、計上いただくようお願いいたします。但し、第1期の結果を踏まえて、第2期の契約交渉において改めて第2期のパイロット活動の内容および見積もりを精査することとなります。
2	P.9 (13)現地国内研修もしくは第三国研修の提案	第三国研修を実施する場合、研修実施業務を当該国において関連知見を有する機関に再委託することは可能でしょうか？	再委託を行うことが必要かつ有効である理由(選定理由、選定方法、効率性、効果等)が認められる場合は、可能です。
3	P.9 (13)現地国内研修もしくは第三国研修の提案	(1)研修の目的はデジタル・ファイナンス、金融サービスに限定せず、他のテーマを含めて提案することは可能でしょうか？ (2)上記の目的に合致する場合、本邦研修を提案することは可能でしょうか？	(1)可能です。 (2)可能です。一方で、日本においてその分野における先進的な取組があり、それがパキスタンの文脈において適用可能であることが認められる場合に限られます。なお、研修プログラムについては、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月

			版)」に記載の「実施業務」「受入業務」「監理業務」のうち、コンサルタントは「実施業務」のみを担当してください。
--	--	--	---

以 上